



目 次

1. はじめに	4
2. 当事者参画とは	5
3. 社会的養護の当事者参画の歩み	6
4. 当事者参画の意義	8
5. 当事者参画の課題と対応策	10
6. おわりに	15
7. 参考リンク・参考文献	16

社会的養護の制度は、そこで暮らす子どもや若者、そして社会的養護を経験した人たちの生活に大きく関わっています。だからこそ、制度について考えるときには、当事者自身の声や経験を大切にすることが必要です。これまで、当事者自身が声を上げ、行政もその声を聴き、政策や制度づくりに生かそうとする取組を重ねながら、当事者参画の道は少しずつ切りひらかれてきました。

現在では、都道府県社会的養育推進計画(後期)において、「社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備」を、57の自治体が整備目標として掲げています。

一方で、当事者参画には、参画が形式的なものにとどまることや、一部の声が当事者全体の声として捉えられること、安心して意見を伝えられる環境が十分でないことなど、さまざまな課題があります。

このガイドブックが、「当事者参画とは何か」を改めて振り返り、よりよいあり方を考える一助となれば幸いです。

早稲田大学社会的養育研究所とは …

2020年4月に早稲田大学の総合研究機構に設立された、社会的養育を専門とする研究所です。子どもの最善の利益を実現するため、研究・実践・政策を結びつけることを目的としています。詳細は当研究所ホームページをご確認ください。

▶ <https://waseda-ricsc.jp>

ユース委員会とは …

早稲田大学社会的養育研究所では、研究活動の充実を図ることを目的として、複数のユース(社会的養護経験者)が研究内容について意見を述べ、研究者と意見交換を行う「ユース委員会(会議)」を設置しています。本ガイドブックは、所属するユース委員で検討を重ね、作成しました。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで(Nothing about us without us)」という言葉があります。

これは、障害のある人たちが自立生活を実現しようとする運動の中でスローガンとして掲げられてきた言葉で、自分たちに関することは、本人がいなくて周囲の人(行政や支援者や家族)だけが決めるのではなく、本人も一緒に考え、決めていくことが大切だという意味です。

「本人のことは本人も一緒に考えて決める」というのは、今では当たり前のことのように思いますが、これまでの歴史のなかで、障害のある人(当事者)は「意思決定する人」ではなく、支援や保護、治療を「受ける人」として見られてきた経緯があります。

そのため、本人の意思よりも、専門家や家族など周囲の判断が重視されることもありました。障害者権利条約以降は、障害のある人を「保護の客体」ではなく「権利の主体」として捉え、本人の自己決定や政策決定への参加を重視する方向への転換が進められています。

本来、制度の影響を受ける人(当事者)が、その制度づくりに関わることは特別なことではないはずです。しかし、これまで当事者が意思決定の場にはいなかった歴史があるため、その大切さをあえて「当事者参画」という言葉で示し、制度づくりや意思決定の場に当事者が関わることを目指してきました。

当事者参画とは、
当事者を「支援される」「意見を聞かれる」というだけでなく、
「ともに考え、ともに決める」ということを
強調した言葉なのですね。



日本において、社会的養護の当事者が社会的養護の政策づくりの過程に参画する動きは、2000年代から始まります。

2000年代～

2001年に大阪で「Children's Views and Voices (CVV)」が、2006年に東京で社会的養護の当事者参加を推進する団体「日向ぼっこ」が設立されました。その後も、さまざまな社会的養護の当事者団体が立ち上がり、社会的養護を離れた若者の孤立を防ぐための居場所づくりに取り組むとともに、社会的養護の当事者の声を社会に発信してきました。

2010年代～

社会的養護の当事者が制度づくりの場で参考人として意見を表明したり、審議会の委員として参画したりするようになります。2012年には、「International Foster Care Alliance (IFCA)」が設立され、日本とアメリカの社会的養護の当事者による交流や発信活動が始まりました。

2016年～2019年 「大きな転換期」

社会的養護制度の大きな転換となる児童福祉法の改正が行われ、「子どもを権利の主体とする」という考え方が明確に示されました。この改正を踏まえ、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置されます。その際、社会的養護の当事者団体である「CVV」や「IFCA」も、制度のあり方について意見書を提出しました。

こうした当事者の意見も踏まえ、2017年には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。それに基づき、2018年から2019年にかけて、都道府県社会的養育推進計画の策定が進められます。国は都道府県に対し、「当事者である子ども（社会的養護経

験者を含む。）の参画を得て意見を求めること」を示しました。

これを受けて、社会的養護の当事者が委員として参画したり、こどもや若者へのヒアリングが行われたりするなど、制度づくりの過程に当事者の声を取り入れる動きが進んでいきました。また、2019年には児童養護施設出身の3人組「THREE FLAGS —希望の狼煙—」がYouTube番組での発信を始めるなど、社会的養護経験者による発信活動が広がっていました。また、社会的養護経験者の有志による全国交流会も開催されました。

2020年～現在 「大きな転換期」

2020年には、社会的養護経験者全国交流会や、社会的養護経験者向けの情報ウェブサイトが、国の事業として当事者との協働により開始されました。社会的養護の当事者が活動の主体となり、行政と協力しながら企画・運営や情報発信を続けています。

また、国によるケアリーバーに関する全国調査も実施されました。そのほか、さまざまな調査研究の場に社会的養護経験者が委員として参画するようになり、当事者へのヒアリングやアンケート、実態調査も活発に行われるようになります。こうして、当事者の経験や意見が制度づくりに活かされる機会が広がっていました。

2022年の児童福祉法改正では、「意見表明等支援事業」が制度化されました。子どもが権利の主体であるという考え方のもと、子どもの意見や意向を丁寧に聴き、その意見を尊重していくための仕組みが、より明確に位置づけられることになりました。

さらに、2023年のこども家庭庁の発足と、こども基本法の施行は、当事者参画のあり方に大きな影響を与えました。こども基本法では、こども施策を策定・実施・評価する際に、こどもや若者などの意見を反映するために必要な措置を講じることが定められています。これは、社会的養護の政策づくりにおける当事者参画にもつながる重要な考え方です。こども家庭庁の社会的養護やこども家庭福祉に関する審議会などに、複数の社会的養護経験者が委員として参画するようになり、現在までその流れが続いています。

社会的養護の当事者だけでなく、こども・若者が、日々の生活や制度づくりの中で自らの意見を表明し、その意見が尊重されることの重要性が、これまで以上に認識されるようになっていきます。



ユース委員会に参加している委員は、国の審議会や調査研究などにも委員として参加した経験があります。参加して実感した当事者参画の意義について整理しました。

① 当事者の視点が入ることで、よりよい制度や支援になる

制度を考える人、研究する人、サービスを提供する（支援をする）人には、それぞれ大切な視点があります。一方で、実際に制度や支援を受ける人にしか見えないこともあります。たとえば、日常生活の中で感じる困りごとや違和感、周囲に理解されにくいこと、制度で使われている言葉のわりにくさなどです。こうした、外からは見えにくい具体的なリアルな経験は、制度や支援を見直す大切な気づきになります。当事者が政策づくりに参加することで、「支援する側」だけの視点に偏ることを防ぎ、より実態に合った制度やサービスにつなげることができます。



これまで、社会的養護では「自立支援」や「家族再統合」などの政策については、当事者間でも特に議題にあがり、何度も行政担当者や研究者と議論を重ねました。

② 「意見を聞く」だけでなく、一緒に考えることができる

当事者の声を聞く方法には、ヒアリングやアンケートなどもあります。これらも大切ですが、そこで話された内容が、誰かに要約されたり、どの意見を取り上げるかを別の人が判断したりすることで、本来の思いやニュアンスが十分に伝わらないこともあります。一方、当事者が審議会などに委員として参加すると、自分の言葉で直接意見を伝えることができます。また、話し合いの途中で「ここは少し違う」「この表現はわかりにくい」と指摘したり、その場で修正を提案したりすることもできます。完成した制度に後から意見を言うだけでなく、制度がつくられていく途中のプロセスに関わることができることが、委員として当事者が参画することの大きな意義です。

③ 制度づくりの透明性や納得感が高まる

政策や制度が、行政や専門家、サービスを提供する側だけで決められるのではなく、実際にその制度を利用する当事者も一緒に話し合うことで、制度づくりの過程がより開かれたものになります。

「誰が、どのような立場から考えたのか」「当事者の意見がどのように扱われたのか」が見えやすくなることで、制度づくりの透明性や納得感、正当性も高まります。特に社会的養護のように、子ども・若者の生活に大きく関わる制度では、当事者を単に「意見を聞かれる人」とするのではなく、「一緒に考え、つくる人」として位置づけられていることが大切だと考えます。

④ 制度への理解が広がり、当事者仲間にも伝わっていく

当事者は、自分たちの生活に関わる制度だからこそ、高い関心を持って学び、理解することができます。また、審議の場に参加することで、制度の内容だけでなく、「なぜこの制度が必要なのか」「どのような背景でつくられているのか」まで知ることができます。そこで得た情報や経験を、同じ立場の人たちに伝えることで、制度への理解がさらに広がっていきます。行政からの説明だけでなく、身近な立場の人から伝えられることで、「自分たちや後輩にも関係のある制度だ」と感じやすくなり、普及や啓発にもつながりやすくなると考えます。

実際に参加することで、社会に関わる機会が広がり、制度や政策への理解も深まりました。

私自身にとっても、多くの学びを得る機会になっています。また、「行政や支援者、研究者が決める」というあり方から、当事者も含めて「一緒につくる」という文化へと、少しずつ変わってきていることを感じます。



当事者参画には多くの意義がある一方で、さまざまな難しさや課題もあります。

ここでは、当事者参画をより実質的なものにするための課題とその対応について考えます。

①「代表すること」の難しさ

社会的養護を経験した人の背景や経験、感じ方は一人ひとり異なります。施設で暮らした人、里親家庭で暮らした人、年齢や地域、支援を受けた時期や期間などによっても、見えている課題は違います。そのため、審議会に参加する一人の当事者委員の意見を、そのまま「当事者全体の声」として発信したり、捉えたりすることには注意が必要です。

② 今、社会的養護の中で暮らす子ども・若者の声をどう反映するか

社会的養護では、現在、社会的養護の制度や支援のもとで暮らしている当事者は、主に子ども・若者です。一方で、審議会などの政策づくりの場には、ケアを離れた経験者が参加することがあります。経験者だからこそ、過去の体験を振り返り、制度の課題を言葉にできる強みがあります。しかし、経験者の意見と、現在ケアの中で生活している子ども・若者の意見は、必ずしも同じではありません。

今、制度のなかで生活している子ども若者と多数関わりのある社会的養護経験者の起用、さまざまな立場や経験をもつ人が複数参加できる機会をつくることが考えられます。

また、委員参画だけでなく、こどもアドボカシー制度の活用、ヒアリング アンケート、意見交換会など複数の方法を組み合わせる方法もあります。

過去には、当事者委員が所属する団体や、子ども若者にヒアリングをした例もあります。

また、「当事者」として気負いすぎなくても、支援者や研究者も子ども若者の声を多数聞いてくれています。

「みんなでつくる」イメージが大切だと思います。



③ 個人情報やプライバシーのリスク

社会的養護経験者委員として参加することは、自分の過去や個人情報を公にすることにもつながります。名前や顔が知られることで、本人が望まない形で「社会的養護経験者」として見られ続ける可能性もあります。発言が議事録に残ったり、会議の様子がインターネット上で公開されたりする場合があります。批判されることも起こりえます。

そのため、**実名を出すかどうか、どこまで自分の経験を話すかについては、事前によく考えておくことが大切です。**また、匿名や非公開で参加する方法、資料や議事録での名前の扱いなど、**プライバシーを守りながら参画できる方法についても確認し、必要に応じて担当者に相談しましょう。**

④ 専門用語や知識の壁がある

審議会や検討会では、行政用語や福祉・心理などの専門用語が多く使われます。資料の内容も難しく、制度や法律についての前提知識がないと、議論についていくことが難しい場合があります。そのため「内容がよくわからない」「間違ったことを言うてはいけない」と感じ、発言しにくくなることもあります。せっかく当事者が参加していても、専門家だけで議論が進んでしまえば、実質的な参画にはつながりません。**わからないことがあるときは、行政の担当者に、できるだけわかりやすい言葉で事前に説明してもらったり、気軽に質問できるようにしておくことが大切です。（多くは事前オリエンテーションを実施してもらえます。）**

当事者委員が「難しい」と感じる言葉や内容は、ほかの当事者にとっても難しい可能性があります。専門的な言葉を、自分たちにとってわかりやすい言葉に置き換えてみることも、制度を理解するうえでの学びになり、ほかの当事者にも伝わりやすくすることにつながります。



⑤ 専門家が多い場で発言することへの気おくれ

審議会や検討会では、制度の知識やこれまでの議論の積み重ねをよく知っている有識者や専門家が多く参加しています。そのため、「自分より専門家のほうがよくわかっている」「自分が発言する意味はあるのだろうか」と感じ、気おくれしてしまうことがあります。

しかし、当事者委員に求められているのは、専門家と同じ知識を持つことではありません。制度を利用した経験や、日々の生活の中で感じたこと、制度とのズレや違和感を伝えることには、専門知識とは異なる大切な意味があります。専門家と同じことを話すのではなく、専門家には見えにくいことを伝えることが、当事者の役割の一つです。

⑥ 自分の地域や個人的な経験を国全体の議論につなげる難しさ

社会的養護の制度や支援の実際は、地域によって違いがあります。自分が暮らしている地域については、自分や周囲の経験をもとに具体的に話すことができますが、国の制度を考える場では、さまざまな地域や立場を俯瞰して考えることが求められます。そのため、「自分の経験をどこまで一般化してよいのか」「自分の地域だけの問題ではないか」と迷うこともあります。

一人の当事者が全国状況を把握することは難しいことです。「これは自分の地域での経験です」と立場を明確にしたうえで意見を伝えることや、ほかの地域の当事者の声と組み合わせ考えていくのもいいかもしれません。



国の審議会等では、
施策の大きな方向性をつかんでおくといと思います。
自分の住んでいる地域や関心がある
自治体の都道府県計画などを比べてみるのも興味深いですよ。

社会的養護の政策については、
これらを学んでおくことがおすすめです。

現在の社会的養護の動向は、下記の年表を参考にしてください。

※内容は一部です。こども家庭庁ホームページの「社会的養護」等の項目に詳細がまとまっています。

西暦	制度・出来事	ポイント
2016年	児童福祉法改正	・子どもが権利の主体 ・家庭への養育支援から代替養育を含む「社会的養育」へ ・家庭養育優先原則 等
2017年	「新しい社会的養育ビジョン」	・家庭養育優先 ・里親委託推進 ・パーマネンシー保障 ・施設の小規模化、地域分散化 等
2019年～	児童福祉法改正	・虐待の早期発見、早期支援強化 ・児童相談所の体制強化 ・体罰禁止 等
2020年	都道府県社会的養育推進計画（前期）	「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、各都道府県が具体的な計画として進める。
2022年		・こども家庭支援センター設置 ・家庭支援事業の強化 ・一時保護所の設備・運営基準の策定 ・里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ ・こどもの意見聴取等の措置、意見表明等支援事業の制度化 ・自立支援の強化 等
2022年	こども基本法成立	子ども政策全体の基本法
2023年	こども家庭庁発足 こども基本法施行 こども大綱	子育て支援、虐待防止、社会的養護などのこども政策を「こども中心」「権利保障」の考え方で進める。
2025年～	都道府県社会的養育推進計画（後期）	新しい社会的養育ビジョン以降の法改正もふまえ、具体的な計画として進める。

⑦ 過去のつらい経験を思い出したり、話したりすることで、
心理的な負担が生じることがある

自分の経験を話したり、制度について考えたりすることが、つらい記憶を思い出すきっかけになることがあります。また、制度づくりの場に参加することは、人によっては大きな負担を感じる場合があります。

これは特別なことではなく、誰にでも起こりうることです。参加する際は、**安心安全を第一に考え、決して無理をしないように**しましょう。また、気持ちが落ち着いているときに、何のために話すのか、どこまで話すのか、何を話さないのかをあらかじめ考えておくことや、信頼できる人と相談しながら参加を進めることも、安心して参加するための助けになります。

ユース委員会では下記のようなトレーニングをしておくといいのではという意見がでした。

- ・自分がどういう状況でどういう感情になるかなどを把握しておく。
- ・自分自身の経験を振り返り、一度言語化してみる。
- ・他の人の経験の語りを聞く。
- ・他の人に十分に聞いてもらい、応答される経験を積む。
- ・インターネットなどで他の当事者の意見を読んで、自分の考えをまとめる。
- ・審議会や検討会の議事録や録画を見て、自分の考えをまとめる。
- ・アサーティブな傾聴、質問、対話のトレーニングをする。
- ・自分の考えや意見を、ポイントをおさえながら、簡潔にまとめるトレーニングをする。
- ・政策や調査研究等の資料を読んで、意見交換会をする。

→ 上記のことを繰り返し、自分の感情なども観察しながら、
自分自身が安心安全に話せる範囲や、発言の目的、
会議参加のイメージをつかんでいくようにします。



海外や他の福祉や医療の領域では
「経験専門家」として語ることや参画することのトレーニングを
実施しているところもあるようです。
日本の社会的養護の領域でも、今後発展が期待されます。

06 | おわりに

これまで振り返ってきたように、社会的養護の当事者参画は、数多くの当事者や当事者団体が声をあげ、少しずつバトンをつないできたことで広がってきました。そして、その声に耳を傾け、ともに考え、応援してくれた多くの方々の存在があったからこそ、今の仕組みや参画の機会につながっています。

私たちユース委員会も、その長い歩みの中の一つとして、受け取ったバトンを少しでも次へつなぐことができたら嬉しく思います。そしてこれからも、当事者が安心して声を届け、さまざまな立場の人と一緒に制度や社会をつくっていく場が、さらに広がっていくことを願っています。

本ガイドブックの作成にあたり、ご助言やご協力をいただいた関係者の皆様、素敵なデザインをしてくださった本郷かおるさん、心より感謝申し上げます。

最後に、本ガイドブック作成は、日本財団の助成を受けて実施しました。深く感謝申し上げます。

参考リンク・参考文献

▶ こども家庭庁

「都道府県社会的養育推進計画（後期）における
資源整備目標等の策定事項一覧について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1b2c250-757b-4d70-80e3-594ea41b20bb/855e2890/20260213_policies_shakaiteki-yougo_syakaiteki-youiku-suishin_52.pdf

▶ 内閣府「障害者基本計画（第3次）」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku25.pdf>

▶ 外務省「障害者の権利に関する条約」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

▶ こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/top>

▶ 栄留里美・長瀬正子・永野咲（2021）

『こどもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから
—こどもの「声」を大切にするとどんなこと?』明石書店

▶ 第3回新たな社会的養育の在り方に関する検討会関係団体提出資料

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000139257.pdf>

▶ Children's Views and Voices (CVV) ホームページ

<https://cvvhomepage2.wixsite.com/cvvosaka>

▶ NPO 法人日向ぼっこホームページ

<https://hinatabokko2006.com/about/>

▶ International Foster Care Alliance (IFCA) ホームページ

<https://ifcajapan.org/>

▶ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000349124.pdf>

▶ こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ecc0b40-0245-4ee1-829a-f28e9d3545b8/6da84ad0/20221114_laws_iken_hannei_renraku.pdf

▶ THREE FLAGS—希望の狼煙— YouTube

<https://www.youtube.com/@THREEFLAGS>

社会的養護の当事者参画ガイドブック

発行年月：2026年8月

発行：早稲田大学社会的養育研究所ユース委員会

中村みどり 布施響 川村涼太郎

文責：荒川美沙貴

デザイン：本郷かおる（switch point）

